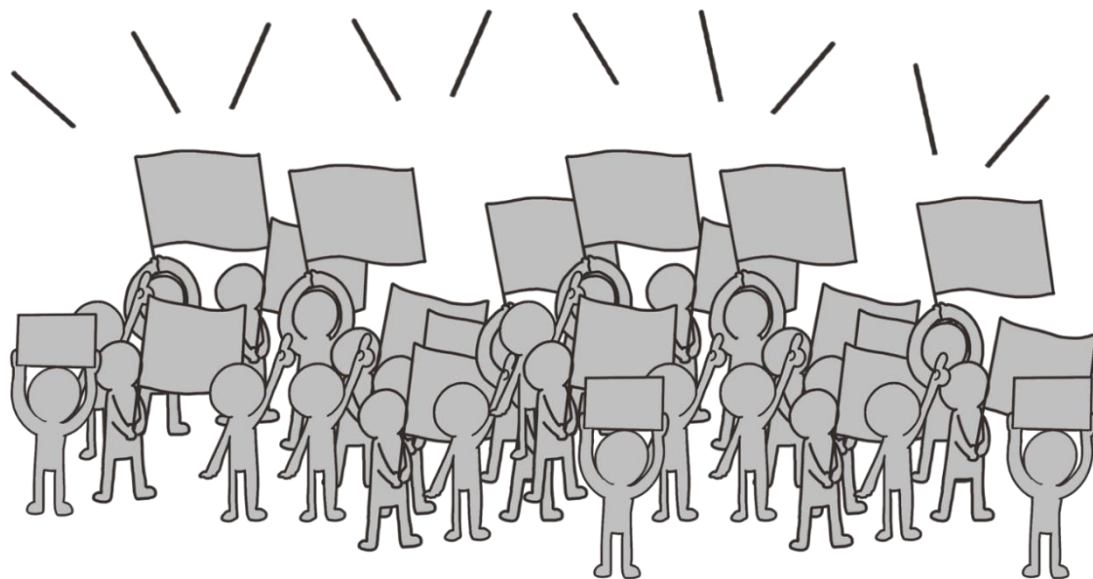


令和5年度 長泉町協働によるまちづくり推進事業補助金 募集要項



〔問い合わせ先〕

長泉町企画財政課企画調整チーム

住所：〒411-8668 長泉町中土狩 828

電話：055-989-5504 FAX：055-989-5585

E-mail：kikaku@town.nagaizumi.lg.jp

(長泉町HP)



「協働によるまちづくり推進事業補助金」とは

地域の活性化を図るとともに住民との協働による魅力あるまちづくりを推進するため、町民のみなさんが自主的に行う事業、活動に要する経費を予算の範囲内で補助する制度です。

補助金の額（補助率・補助限度額）

（活動継続支援）

団体の活動を促進し、活動を軌道に乗せること又は活動を継続することを目的とした事業に対して行う支援

- ・ 1 補助対象事業につき補助対象経費の **10 分の 9 以内**で **5 万円**を限度
- ・ 1 団体につき **1 年度 20 万円**を限度

（活動拡大支援）

団体のこれまでの活動の更なる拡充を図ることを目的とした事業に対して行う支援

- ・ 1 補助対象事業につき補助対象経費の **10 分の 10 以内**で **50 万円**を限度
- ・ 1 団体につき **1 年度 50 万円**を限度

審査方法

（活動継続支援）

書類審査

（活動拡大支援）

プレゼンテーション

審査委員会において補助金の交付決定の可否と補助率を決定します。事業目的、事業内容、予算案等について説明していただきます。

補助対象団体

補助対象団体は以下の全てに該当することが条件となります。

- ① 5人以上で組織され、その半数以上が町内在住、在勤又は在学する団体であること
- ② 町内に活動拠点を有すること
- ③ 組織の運営に関する規約があること
- ④ 適正な会計処理を行う能力を有していること
- ⑤ 宗教、政治又は営利活動を目的とする団体でないこと
- ⑥ 暴力団又はその構成員の統制の下にある団体でないこと

補助対象事業

補助対象事業は以下のいずれかに該当する事業となります。

- ① 地域住民の健康づくりを推進する事業
- ② 地域の子育て支援を推進する事業
- ③ 地域の教育支援を推進する事業

- ④ 地域の高齢者又は障害者の支援を推進する事業
- ⑤ 地域の生涯学習を推進する事業
- ⑥ 地域の防犯、防災等の安全安心な地域づくりを推進する事業
- ⑦ 地域の自然環境、景観の保全、緑化又は美化を推進する事業
- ⑧ 地域の住環境を改善する事業
- ⑨ 伝統、文化、特産品等の地域資源を活用し、地域の活性化を図る事業
- ⑩ 男女の出会いの場の提供又は結婚、妊娠、出産の希望を叶える環境づくりを推進する事業
- ⑪ 子育ての希望を叶える環境づくりを推進する事業
- ⑫ その他協働によるまちづくりに関する事業であると町長が認める事業

※ ②及び⑩の事業は、活動拡大支援に限ります。

※ 町から他の補助金等の交付を受けている事業や町外で実施する町に関連性のない事業、事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業等は補助対象外です。

補助対象経費

項目	内容
報償費	講師等への謝礼
旅費	講師等の交通費、宿泊費
需用費	消耗品費、チラシ・ポスター等の印刷製本費、燃料費
役務費	通信運搬費、保険料等
委託費	専門的知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料及び賃借料	会場使用料、機器等のレンタル・リース料
原材料費	事業の実施に必要な資材等の購入費用
備品購入費	事業の実施に必要な備品の購入費用
その他経費	その他町長が認める経費

(備考)

- ① 以下の経費は補助対象外です。
 団体の運営に関する経常的な経費、他団体への助成金等趣旨の不明確な経費、
 団体構成員の人件費、事業執行に必要性が認められない食料費や差し入れ、
 講師等以外への礼状等の交際費、事業対象年度以外の支出にかかる経費、
 その他領収書等により当該団体が支払ったことが明確にできない経費。
- ② 事業の目的達成上必要と認められる備品は対象としますが、全体の事業費に占める割合が多い場合は、レンタルやリース等による対応をお願いする場合があります。

申請書類提出

①～⑥の申請書類を企画財政課企画調整チームに提出してください。

- ① 交付申請書（様式第 1 号）
- ② 事業計画書（様式第 2 号）
- ③ 収支予算書（様式第 3 号）
- ④ 組織の運営に関する規約（様式は問いません）
- ⑤ 団体名簿（様式は問いませんが、団体の半数以上が町内在住、在勤又は在学であることを確認できるもの）
- ⑥ その他町長が認める書類

実績報告書提出

事業完了の日から 30 日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに①～③の実績報告を企画財政課企画調整チームに提出してください。

- ① 実績報告書（様式第 7 号）
- ② 活動事業報告書（様式第 8 号）
- ③ 収支決算書（様式第 3 号）
- ④ その他町長が必要と認める書類（領収書、記録写真、チラシ等）

補助金の請求

確定通知を受領した日から起算して 10 日以内に補助金請求書（様式第 10 号）を企画財政課企画調整チームに提出してください。なお、補助金交付の決定を受けた事業は補助金の概算払を受けることもできます（様式第 11 号）。

普及及び広報

当該補助金をより多くの住民の方に知っていただくため、補助金の交付を受けた団体は、補助対象事業を行う際にポスターやチラシ等に、「長泉町協働によるまちづくり推進事業補助金」の交付を受けている旨の表示をしてください。

申請から完了までの流れ

